

○ 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。</p> <p>一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。</p> <p>一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当するものを除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p>

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからハまでに該当するもの以外のもの（次号イ又はロに該当するものを除く。）

- イ 地階を除く階数が三以下であるもの
- ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
- ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの
- ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イ(1)及び(2)に適合するもの
- ヘ 第一号イ(5)の規定に適合するもの

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（次号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

- イ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(6)までに該当するもの
- (1) 地階を除く階数が三以下であるもの
- (2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- (4) 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの
- (5) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イ(1)及び(2)に適合するもの
- (6) 第一号イ(5)の規定に適合するもの
- ロ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(6)までのいずれか及び(7)に該当するもの
- (1) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの
- (2) 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの
- (3) 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（前号イからハまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(10)までに該当するもの

(1)～(10) (略)

ロ 次の(1)から(5)までに該当するもの

号イ(1)から(4)まで若しくはロ(1)から(6)まで又はハのいずれか（薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するものにあつては、同号イ(1)から(4)まで又はハ）に該当するもの

(4) 高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、前号イ(1)及び(2)又はロに該当するもの

(5) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、次号イ(1)から(9)まで又は次号ロ(1)から(4)までに該当するもの

(6) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、イ(1)から(5)までに該当するもの

(7) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの以外のもの（前号イ又はロに該当するものを除く。）

イ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(10)までに該当するもの

(1)～(10) (略)

ロ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(5)までに該当するもの

(1) (5) (略)
(削除)

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからへまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの

イ ト (略)

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であつて、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの

(1) (5) (略)

ハ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

(2) 高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）のものであつて、第二号イ又はロに該当するもの

(3) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、イ(1)から(9)まで又はロ(1)から(4)までに該当するもの

(4) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからへまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分（デッキプレート版を用いた部分以外の部分に限る。）のいずれもが次のイからへまでのいずれか及びトに該当するものを除く。）

イ ト (略)

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であつて、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの

(削除)

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イからへまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ及びロに該当するもの以外のもの

イ・ロ (略)

(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。)

イ・ロ (略)

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イからへまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分（屋根版以外の部分に限る。）のいずれもが第五号イからへまでのいずれか及びトに該当する建築物を除く。）

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ及びロに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイ及びロに該当する建築物を除く。）

イ・ロ (略)